

平成 30 年 2 月 23 日

株式会社横河ブリッジ

当社及び社員の書類送検について

平成 28 年 4 月 22 日、当社が施工する新名神高速道路の橋梁工事に関し、現場において発生した橋桁落下事故につきまして、昨日、当社及び社員につき労働安全衛生法違反事件として、神戸西労働基準監督署から神戸地方検察庁に書類送検されました。

当社は送検の事実を重く受け止め、関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。引き続き、工事の安全施工と事故の再発防止に全力で取り組むと共に、捜査に全面的に協力してまいります。

以 上